

公益財団法人松尾学術振興財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人松尾学術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然科学分野の学術研究助成及び褒賞、並びに文化としての豊かな感性を育成するために音楽に関する助成を行い、我が国の学術・文化の発展に寄与するとともに、人類の文化における自然科学研究の価値を、自然科学と人文科学の両面から正しく評価する基盤を確立するための調査研究を行い、その成果を世に問うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自然科学、特に原子物理学を中心とする学術研究に対する研究費の助成
- (2) 自然科学、特に基礎物理学及び数理統計学に関する優れた業績の褒賞
- (3) 自然科学及び人文社会科学に関する研究集会、講演会等の開催費及び参加費に対する助成
- (4) 自然科学研究の価値を、自然科学と人文科学の両面から正しく評価する基盤の確立と向上に資するための調査研究とその成果の提言に関する事業
- (5) 音楽、特に室内楽における弦楽四重奏の研鑽に対する助成
- (6) その他上記の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は基本財産、特定資産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への登記をした日の前日に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、特定資産又はその他の財産から基本財産に繰入れることを決議した財産

3 特定資産は、基本財産以外の財産で、寄附者の指定又は理事会の決議により、用途を特定の目的に定めた財産とする。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない事情により基本財産の一部を処分する場合は、理事会の議決に加わることができる

理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により、別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支計算書等」という。)は、理事長が作成し、毎事業年度開始の前日までに、理事会の承認を経て臨時評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画及び収支予算書等は、毎事業年度の開始前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下計算書類等という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得るものとする。

(1)事業報告

(2)事業報告書の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の各書類は、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を5年間主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(長期借入金並びに重要な財産の処分)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって、償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様な決議を経なければならぬ。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会で別に定める経理規程によるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)の第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻届はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共

同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人を言う。)

3 評議員は、この法人(又はその子法人)の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつた場合には、2週間以内に登記し、(登記事項証明書等を添え)遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任されたものが就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(解 任)

第18条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づき解任することができる。この場合評議員会において決議を行う前に、当該評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1)職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報 酬 等)

第19条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構 成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。
(招 集)

第 23 条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
(招集の通知)

第 24 条 理事長は、評議員会開催日の 5 日前までに評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
(議 長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。
(定足数)

第 26 条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
(決 議)

第 27 条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、評議員会議長が署名又は記名押印するものとする。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、2 名以内を「一般法」第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を常務理事とする。

4 前項の理事長をもって「一般法」の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に緊密な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があった時には、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2)この法人の業務及び財産の状況の調査をすること並びに各事業年度に係る計算関係書類及び事業報告を監査すること。
- (3)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。
この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 35 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 36 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない時

(報酬等)

第 37 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては評議員会で定めた額の報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第7章 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が招集したとき

(招集)

第41条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事会を招集する。

3 第1項に拘らず前条第3項第3号による場合は当該理事が、前条第3項第4号による場合は監事が、理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第43条 理事会は議決に加わることができる理事の過半数の参加がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべきことを通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 48 条 この法人は第 4 条に掲げる助成・褒賞の対象となる者を選考するために選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は 5 名以上 15 名以内の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 49 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長は理事会で任免する。
- 4 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 15 条に規定する評議員の選任の方法及び第 18 条に規定する評議員の解任の方法を含めて、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 51 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、「一般法」第 202 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。
(公益目的取得財産残額の贈与)

第 51 条 この法人が、公益認定の取り消しを受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、「認定法」第 5 条第 1 7 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「認定法」第 5 条第 1 7 条に掲げる法人国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公 告)

第 53 条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委 任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、「一般法」及び「認定法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 「一般法」及び「認定法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、第 14 条の規定に拘らず、次のとおりとする。
阿部 龍蔵、 金子 洋三郎、 霜田 光一
高柳 和夫、 土屋 莊次、 堀 素夫
三室戸 東光、 渡部 力 清水 富士夫
- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第 32 条の規定に拘らず、次のとおりとする。
代表理事(理事長) 宅間 宏
業務執行理事(常務理事) 関根 龍夫